

「保税物流センター出入貨物、保税間貨物等の税関管理方式に関する公告」

2005 年 9 月 23 日

日本貿易振興機構(ジェトロ) 上海センター 編

本資料のご利用にあたって

本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈等をできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報等の正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。なお、中国政府が発表した原文については、法令名をクリックすることでご参照いただけます。

保税物流センター出入貨物および保税区企業の内銷取引拡大に関する保税区内・外の貨物取引に関する税関管理方式に関する公告が、2005年8月22日付け中華人民共和國税関総署公告[2005]第42号および同公告に関する充公告が2005年9月21日付け中華人民共和國税関総署公告[2005]第47号として公布されました。

適用開始は2005年9月1日からです。

概要は以下のとおりです。

税関総署[2005]第42号

税関管理方式略号の増類を決定する。

一、税関管理方式略号6033を増類する。「保税物流センターと国外の間の出入保管貨物(以下、「物流中心出入境貨物」と略す。)」については、保税物流センターと国外の間の保管貨物の輸出入に関する規定を適用する。

二、税関管理方式「保税間貨物(略号1200)」の適用範囲を次の範囲に拡大する。

●保税物流センター(A、B型)、保税区、輸出加工区、保税物流園區、保税倉庫、輸出監管倉庫などの税関保税場所及び保税区域間の往来貨物

三、物流センター外の企業が物流中心に出入搬送する貨物に対しては、物流センター外の企業は税関規定の輸出入貨物通関手続に準じる。輸出入貨物通関手続書類にいう「運輸方式」欄は略号「W」により記載し、「国内出入保税物流センター貨物」を適用する。

税関総署[2005]第47号(42号公告「二」の補充公告)

輸出加工区貨物の通関手続き及び備案手続きにおける監管方式の活用について更に明確にするため、税関総署[2005]第42号公告の補充を以下のとおり公告する。

●監管方式「保税間貨物(略号1200)」を保税物流センター(A、B型)、保税区、輸出加工区、保税物流園區、保税倉庫、輸出監管倉庫などの税関保税場所及び保税区域間の往来貨物に適用する。

ただし、輸出加工区企業の間結轉(調撥)による完成品及び原料に対しては、従来どおり監管方式「輸出加工区製品出入区(略号5100)」及び「輸出加工区原料出入区(略号5000)」により手続きを行う。